

資 料 提 供

令和 7 年 10 月 31 日

課 名：選挙管理委員会事務局

担 当 者：酒井

内 線：2 6 0 5

直通電話：082-513-2605

お 知 ら せ

本年 7 月 20 日に執行された第 27 回参議院議員通常選挙の広島県選挙区の選挙無効請求事件について、本日、広島高等裁判所の判決がありました。

判決の主文は次のとおりです。

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

なお、広島県選挙管理委員会委員長の談話は別紙のとおりです。

《訴訟の内容》

事件の表示	広島高等裁判所 令和 7 年（行ケ）第 2 号 選挙無効請求事件
提 起 日	令和 7 年 7 月 22 日
原 告	広島県選挙区の選挙人
被 告	広島県選挙管理委員会
請求の趣旨	1 令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙の広島県選挙区における選挙を無効とする。 2 訴訟費用は被告の負担とする。

委 員 長 談 話

- 判決内容の詳細はまだ承知していないが、私どもの主張が一部認められなかったものの、結論としては、原告の請求は棄却されたものと認識している。
- 県選挙管理委員会としては、今後とも公正な選挙の管理執行に努めてまいりたい。

広島県選挙管理委員会

委員長 大 辻 茂